

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

『日本書紀』現行訓読文にも見られた、「むとす」
の上の「たまふ」と下の「たまふ」と

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2023-02-05 キーワード: 作成者: 中村, 幸弘, Nakamura, Yukihiro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000635

『日本書紀』現行訓読文にも見られた、 「むとす」の上の「たまふ」と下の「たまふ」と

中村幸弘

はじめに

さきごろ、「『古事記』訓読文の「むとす」と補読の「たまふ」
とから—その「む」は、どう読みとつたらよいのか—^{〔1〕}という
論題で、「むとす」の上に「たまふ」が補読される場合と下に
補読される場合とによって、「むとす」の「む」の意味がどう
解されることになるかなどについて、卑見を述べさせていただ
いた。日本古典文学大系『古事記』も日本古典文学全集『古事
記』も「熊曾国を撃たむとしたまひし時」と訓読していたこ

ろを、『古事記伝』が「クマソノクニヲコトムケタマハムトセ
シトキニ」と訓読していた事例を契機にして、その「○○たま
はむとす」が適正であることを述べたのだった。そこで、『日
本書紀』訓読文においてはどうかと思うって確認した結
果の報告が、小稿である。この「むとす」という訓読語句と尊
敬の補助動詞を補読した表現とについては、殊に古訓を捨てて
改訓した現行訓読文『日本書紀』なるがゆえに見ることになっ
たといってよい表現までが現れることになるのである。

正史としての『日本書紀』には、外交・軍事、さらに即位・
立后・巡幸、また、多くの行政などに関する広範囲の記事のな

かに、その「むとす」が頻出する。その「む」の理解如何によつては、史実の把握を誤ることになる。史料の誤読は、歴史認識を誤らせることになる。推量の助動詞「む」は、意志の意も担つてきている。その意志の意を意識しすぎると、事態を推量している叙述が意志ある行為とも読みとられてしまう恐れともなつてしまおう。それにしても、「むとす」と訓読される原文の漢字と、その熟字とは、十一種が数えられる。未解決の事柄を残すことになろうが、引き続き解明に努めていきたい。

一 訓読文「むとす」の上の「たまふ」と下の「たまふ」と

その領域を専門としない、『日本書紀』の一般読者は、多くが現行訓読文で理解しているといつてよいであろう。筆者もまた、その一人である。近年、その訓読文に敬語補助動詞を補読することに於いては、それを否定する姿勢が見られて、『古事記』は、早くも、その敬語補助動詞の補読を廃している。その『古事記』は新編日本古典文学全集本で、その同じ新編日本古典文学全集に収録されていても、『日本書紀』には、敬語補助動詞を補読した訓読法が存続されている。

その新編日本古典文学全集『日本書紀』⁽⁴⁾ 訓読文には、その「むとす」の上に尊敬の補助動詞「たまふ」が補読されている用例

と、「むとす」の下に尊敬の補助動詞「たまふ」が補読されている用例とが、それぞれ一定数見られる。いま、「むとす」の上に「たまふ」が補読されている表現群をA群とし、「むとす」の下に「たまふ」が補読されている表現群をB群とすることとする。

まず、A群の各用例を紹介する。出典については、巻数・テキスト別所在ページ・原文該当漢字を示し、該当する漢字が見当たらない場合は、□印とすることとする。

A(1) 初め大己貴神の国を平けたまふに、出雲国の五十狭狭の小汀に行き到りまして、且当に飲食したまはむとしき。是の時に、海上に忽ちに人の声有り。(1/①一〇五・16/且当)

A(2) (彦火火出見尊) 帰れたまはむとするに及至り、海神乃ち鯛魚を召し、其の口を探りしかば、鉤を得き。(2/①一七五・17/将)

A(3) 天皇、祇みて夢の訓を承り、依りて行ひたまはむとす。時に弟猾、又奏して曰さく、…。(3/①二二一・14/将)

A(4) 爰に、吉日を卜へて、発ちたまはむとすること日有り。時に皇后親ら斧鉞を執りたまひ、三軍に令して曰はく、…。(9/①四二五・15/臨)

A(5) 皇太后、…天皇を慰め奉らむとして曰したまはく、

- 一七五・17/将
- A(3) 天皇、祇みて夢の訓を承り、依りて行ひたまはむとす。
- 時に弟猾、又奏して曰さく、…。(3/①二二一・14/将)
- A(4) 爰に、吉日を卜へて、発ちたまはむとすること日有り。
- 時に皇后親ら斧鉞を執りたまひ、三軍に令して曰はく、…。(9/①四二五・15/臨)
- A(5) 皇太后、…天皇を慰め奉らむとして曰したまはく、

「群臣、陛下の遊獵場に因りて、穴人部を置きたまはむと
して、群臣に降問ひたまふを悟らず。…」とまをしたまふ。

(14) ②一五五・9 / □

A(6) 皇太后、天皇の悦びたまふを視して、欲き懐に盈ち
ます。更、人を貢りたまはむとして曰はく、「…」とのたま

ふ。(14) ②一五五・16 / □

A(7) 天皇の瘡、軼盛り、終せたまひなむとする時に、
鞍部多須奈、進みて奏して曰さく、「…」とまをす。(21

②五〇七・12 / 将欲)

A(8) 是の月に、天皇、広瀬野に蒐したまはむとして、行宮構
り訖へ、装束既に備ふ。(29) ③四一三・13 / 将

続いて、B群の各用例を紹介していく。会話文中の用例につ
いては、それとわかるような引用に努めていく。

B(1) 一書に曰く、伊弉冉尊、火神軻遇突智を生まむとしたま
ふ。時に、悶熱ひ懊悩み、因りて吐したまふ。(1) ①

四一・7 ~ 8 / 且)

B(2) 一書に曰く、伊弉冉尊、追ひて伊弉冉尊の在す処に至り
まし、便ち語りて曰はく、「汝を悲しぶるが故に來りつ」と
のたまふ。答へて曰はく、「族や、吾をな看たまひそ」との
たまふ。伊弉冉尊従はず猶し看す。故、伊弉冉尊恥ぢ恨み

て曰はく、「汝已に我が情を見つ。我も復汝が情を見む」と
のたまふ。時に、伊弉冉尊も慙ぢたまふ。因りて出で返りな
むとしたまふ。時に、直に黙して帰りたまはずして、盟ひて

曰はく、「族離れなむ」とのたまふ。(1) ①五七・3 / 将

B(3) 脚摩乳・手摩乳対へて曰さく、「…彼の大蛇は、頭毎
に各石松有り、両脇に山有り、甚だ可畏し。何以してか

殺さむとしたまふ。」とまをす。(1) ①九七・14 / 将)

B(4) 越人答へて曰さく、「天皇、父王に恋ひたまひて、養ひ
狎けむとしたまふ。故、貢る」とまをす。(8) ①

四〇三・6 / 将)

B(5) 天皇、是に熊襲国を討たむとしたまひ、則ち徳勒津より
發ちて、浮海よりして穴門に幸す。(8) ①四〇五・6 / 将

B(6) 明日に、天皇、舍人鳥山を遣して、皇后を還さしめむと
したまひ、乃ち歌して曰はく、(歌謠) とのたまふ。(11) /

②四七・6 / □)

B(7) 是に近江の山君稚守山が妻と采女磐坂媛と、二女の手
に良き珠纏けり。皇后、其の珠を見たまふに、既に雌鳥皇女
の珠に似れり。…仍りて阿俄能胡を推鞠ひたまふ。対へて
曰さく、「皇女を誅し日に、探りて取りき」とまをす。即
ち阿俄能胡を殺さむとしたまふ。是に阿俄能胡、乃ち己が

私地を獻りて、死を免れむと請ふ。(11/②六〇・2/

将)

B(8) 爰に大中姫命、仰ぎ飲びて、則ち群卿に謂りて曰く、

「皇子、群臣の請ふことを聴さむとしたまふ。今し天皇の
璽符を上るべし」といふ。(13/②一〇五・12/将)

B(9) 爰に采女、分明に衣の中に鋌有ることを瞻て、具に天皇

に奏す。天皇、兵を設けて殺さむとしたまふ。玉田宿禰、乃
ち密に逃げ出でて家に匿る。(13/②一一三・10/将)

B(10) : 乃ち自ら出でて産殿を焼きて死せむとしたまふ。天

皇、聞しめして、大きに驚きて曰はく、「朕、過てり」との
たまひ、因りて皇后の意を慰諭したまふ。(13/②

一一八・3/将)

B(11) 二年の秋七月に、百済の池津媛、天皇の幸さむとしたま

ふに違ひて、石河楯に煙けぬ。(14/②一五三・1/将)

B(12) 天皇、舍人に詔して曰はく、「猛獸も人に逢ひては止む。

逆射て且刺せ」とのたまふ。舍人、性懦弱くして、樹に縁
りて色を失ひ、五情無主なり。噴猪、直に來りて天皇を噬ひ

まつらむとす。天皇、弓を用て刺し止め、脚を挙げて踏み殺
したまふ。是に田罷みて、舍人を斬らむとしたまふ。舍人、
刑に臨みて作歌して曰さく、(歌謡)とまをす。(14/②

一六三・10/欲)

B(13) 香賜と采女と既に壇所に至り、事を行はむとするに及り

て、其の采女を奸す。：。乃ち(天皇)難波日鷹吉士を遣
して、誅さしめむとしたまふ。時に香賜、即ち逃亡て在らず。

(14/②一七九・12/将)

B(14) 詔して曰はく、「根使主は、今より以後、子子孫孫八十

聯綿までに群臣の例にな預らしめそ」とのたまひ、乃ち斬ら
むとしたまふ。根使主、逃げ匿りて日根に至り、稻城を造り

て待ち戦ひ、遂に官軍の為に殺されぬ。(14/②一九九・12
/将)

B(15) 百済の余昌、諸臣等に謂りて曰く、「少子、今し願はくは、

考王の奉為に出家して修道せむ」といふ。諸臣、百姓、報
へて言さく、「：。今し此の国の宗を、何の国にか授けむと
したまふ。要須き道理、分明に教したまへ。：。」とまをす。

(19/②四三九・17/四四〇・1/将)

B(16) 天皇、大伴狛連・三国麻呂公・穂積嚙臣を蘇我倉

山田麻呂大臣の所に使して、反くことの虚実を問はしめた
まふ。大臣答へて曰さく、「問はせたまふ報は、僕、面に

天皇之所に陳さむ」とまをす。天皇、更三国麻呂公・穂積嚙
臣を遣して、其の反く状を審にしたまふ。麻呂大臣、亦前

の如くに答へまをす。天皇、乃ち軍を興して、大臣の宅を囲まむと^{ちめのみち}したまふ。大臣、乃ち二子、法師と赤猪とを將て、茅渟道より逃げて倭國の境に向く。(25/③一七三・7/將)

B(17) 甲申に、(天皇) 東に入らむと^{あづま}したまふ。時に一臣有りて、奏して曰さく、「…臣、恐るらくは、事の就らざらむことを」とまをす。(28/③三〇七・14/將)

B(18) 庚辰に、淨広肆広瀬王・小錦中大伴連安麻呂と判官・録事・陰陽師・工匠等を畿内に遣して、都つくるべき地を視占しめたまふ。是の日に、三野王・小錦下采女臣筑羅等を信濃に遣して、地形を看しめたまふ。是の地に都つくらむと^{ちくらの}したまへるか。(29/③四三三・15/將)

右に列挙したA群八用例については、前稿「『古事記』訓読文の「むとす」と補読の「たまふ」とから—その「む」は、どう読みとつたらよいか—において提示した結論に従うならば、その「む」は推量、「す」は自動詞ということになるであろう。B群十八用例のなかには、これも前稿結論に従うならば、そのうちの何用例かは、殊に近代文語文などに顕著に見られた意志の意の連語「むとす」に「たまふ」を補読添加している用例であろうかと推測される。

二 新全集訓読文「〇〇たまはむとす」(A群)の訓読の適否の検討

前章の第一章において検出したA群の表現用例について、その訓読することが適切であるか否かを検討していきたい。まず、その該当箇所を、先行する日本古典全書『日本書紀』訓読文、日本古典文学大系『日本書紀』訓読文の当該箇所とを校合して、異同を確認することとする。

A(1) (大己貴神) 且当に飲食したまはむとしき。(1神代上) 飲食せむとす。(大系上・一二四・6) 飲食したまはむとす。(全書・二四・6)

全書本は、「むとす」で言い切っていて、時制を意識して「き」を添えた新全集本と、そこが異なるだけである。大系本は、「たまふ」を補読していないが、「むとす」は、新全集本とも全書本とも共通するはたらきをしていると読みとれた。前章の第一章のA(1)には、次文「是の時に、海上に忽ちに人の声有り。」が続いている。そこで、ここに引いた、その当該箇所は、その段階の事態を叙述している表現と読みとることができた。(大己貴神は食事ななさるだろうと思われた。)と現代語訳していきたい。(大己貴神は食事をなさろうとした。)訳でも、かつては、その動態の叙述と読みとれた。だが、近年は、第三人称主

体の大己貴神の意志の自敬表現と読みとられてしまいうようである。前稿の意図はそこを訴えるところにあつた。小稿の意図は、その確認にある。

以下、続く各該当用例についても、大系本・全書本の当該箇所と校合していくこととする。

A (2) (彦火火出見尊) 帰^りたまはむとするに及^{いた}至^り、

(2 神武下)

帰^りたまはむとするに及^り至^りて、

(大系上・一七七・4)

帰^りたまはむとするに及^り至^りて、

(全書一・一八一・11~12)

A (3) (天皇) 依^りて行^ひたまはむとす。時に (3 神武天皇)

依^りて将^りに行^ひたまはむとす。時に、

(大系上・二〇〇・4)

依^りて行^ひたまはむとす。時に、

(全書二・二二・13)

A (4) (神功皇后軍) 発^たちたまはむとすること日有^り。

(9 神功皇后 (撰政前紀))

発^ちたまはむとすること日有^り。

(大系上・三三六・4)

発^たむとし給^ふこと日有^り。

(全書一・二〇八・12)

A (5) (皇太后) 「…、宍人部を置きたまはむとして、…。」

(14 雄略天皇)

「…、宍人部を置きたまはむとして、…。」

(大系上・四六四・11)

「…、宍人部を置きたまはむとして、…。」

(全書三・一四六・8)

A (6) (皇太后) 更、人^{たてまつ}を貢^りたまはむとして曰^はく、

(14 雄略天皇)

人^{たてまつ}を貢^りたまはむとして曰^はく、

(大系上・四六四・14)

人^{たてまつ}を貢^りたまはむとして曰^はく、

(全書三・一四六・13~14)

A (7) (天皇) 終^つせたまひなむとする時に、(21 用明天皇)

終^つせたまひなむとする時に、

(大系下・一六〇・4)

終^つせたまひなむとしき。時に…

(全書四・二〇〇・10)

A (8) 是の月に、天皇、広瀬野^{けみ}に蒐^みしたまはむとして、

(29天武天皇下)
廣瀬野に蒐したまはむとして、
(大系下・四四九・5)

廣瀬野に蒐したまはむとし、
(全書六・一〇〇・12)

以上の、新全集本訓読文該当箇所と他本の訓読文該当箇所との校合結果を見て、A(4)を除いては、すべて、基本的には異同がない、といつてよいであろう。A(5)を除いて、他はすべて、地の文に見る用例である。会話文のなかに見るA(5)も、雄略天皇の母の皇太后が事態の推移を叙述しているところである。「む」は推量の意を担っていて、「す」は自動詞である。次文が「時に」で始まるA(3)はもとより、いずれも、動態を叙述している表現である。前稿での結論は、小稿の前章の第一章においてもほぼ推測できたところであり、本章の第二章において、十分にその確認ができたところである。

× × ×

A(4)については、全書本の訓読文が不適切である。そこが(出発なさるだろうと思われる)意でなければ、続く「日有り」の(まだ日数があつた)意に結びつかない。なお、前章の第一章においては、新全集本・大系本の「臨発むとする」^{たちだまは}は、その表

記を改めてあること、注(4)に述べたところである。

三 尊敬の補助動詞「ます」の補読は、すべてが「〇〇ま さむとす」

ここで、同じ尊敬の補助動詞であっても、「ます」が「むとす」の下に添えられることはないことを確認しておくこととする。そもそも、「ます」は、実際に用いられた補助動詞用例としても、上代語といつてよく、中古の『宇津保物語』において滋野真菅という古めき人の対話に見る用例が注目されているほどである。したがつて、その「ます」は、補読されるにしても、その巻はおのずから神代巻でもあろうかと予測されてこよう。その用例は、以下のとおりである。

- C(1) 其の終りまあひださむとする間に、臥こやして土神壇山はにやまひめ姫と水神みづのかみ罔象女みづのはのめとを生かむみたまふ。(1/①三九・17/四〇・1/且)
- C(2) 其の神退りまあまのよきつらさむとする時に、則ち水神罔象女と土神壇山あまのよきつら姫とを生かむみ、又天吉葛あまのよきつらを生かむみたまふ。(1/①四一・4/且)
- C(3) 且まさに降りまふたさむとする間に、皇孫すめのみま、已あに生あれたまふ。(2/①一二九・10/且将)

C(4) 已あにして且あに降りまふたさむとする間に、先驅者さきばらひ還りて白まをさ

- く、∴。(2/①一三一・1/且)
- C(5) 天孫女復問ひて曰く、「∴∴、皇孫何処にか到りまさむとす」あまのうづめまた。(2/①一三三・1/□)
- C(6) 帰去りまさむとするに及び、豊玉姫、天孫に謂りて曰さく、∴。(2/①一〇六・1/将)
- C(7) 彦火火出見尊帰りまさむとする時に及至り、海神白して言さく、∴。(2/①一七一・1/将)
- C(8) 已にして鰐魚を召集へ問ひて曰く、「天神の孫、今し還去りまさむとす」かへ。(2/①一七七・3/当)
- C(9) 因りて軍門を拜みて告して曰さく、「臣が兄兄狩の逆状を為すは、天孫到りまさむとすと聞り、即ち兵を起して襲ひたてまつらむとす。∴」さかふるかたちとまをす。(3/①二〇七・7/且)
- 右九用例のうち、八用例は神代卷(上・下)に見るものである。残り一用例も、それに次ぐ巻第三(神武天皇)に見るものである。そのうち、C(1)・(2)は、「お亡くなりになるだろうと思われる」時について述べている表現であり、C(3)・(4)は、天孫が(天上界から)お降(くだ)りになるだろう」時のことを会話文のなかで(お降りになるであろうと思われる」と言っている表現である。C(5)・(6)・(7)・(8)・(9)も、天孫が(到着な

さるだろうと思われる)〈お降りになるだろうと思われる〉と読みとれる用例で、そのような時についての動態叙述の表現である。

尊敬の補助動詞「ます」を補読して「むとす」に結びつけた表現が、いま一用例存在するが、それは、不適切な訓読文と判断されるので、切り離して、追って触れることにして、「ます」と「むとす」との結びつきについていうと、それは、「むとす」の上の「ます」をしか見ることがなかったことになる。つまり、「○○まさむとす」しか存在しなかった、ということである。そして、その「む」は推量であり、「す」は自動詞に限られた、ということである。上代語が意識される「ます」については、「むとす」の下に添えることには抵抗があるのであるうか、後世のそれぞれの現代において補読してきていたとしても、すべての「ます」が「むとす」の上に補読されていたであろうと思えてくる。

そこで、第一章の「たまふ」と「むとす」との結びつきを見たととき、そこには、「むとす」の上に見る「たまふ」も、下に見る「たまふ」も存在した。その「むとす」の上に見る「たまふ」の用例について、前章の第二章においてその訓読の適否を検討した結果、本文読解に不都合はなく、適切な訓読であった。

などとして、そこに若干不適切な訓読も存在したが、その都度、指摘してきている。

残るは、第一章で取り立てたB群十八用例についてである。その十八用例のうちのA用例と同趣の九以外は、どう解したらよいのか、その「む」はどういう意を担っているのか、動詞「す」の自・他はどうなのかなど、まだ、明らかになっていない。実は、その見通しは、暗いのである。その「むとす」が、三単語の「む」「と」「す」なのか、連語化したというか、一語化したというか、そういう「むとす」なのか、読み分けきれないのがある。A群・C群が、あれほど明快に読み分けえたのに、B群は、そうはいかないのである。そもそも、A群として訓読しなければそうならないのではないか、と思える用例があったりするのである。

そこで、本章では、まず、新全集訓読文に「○○むとしたまふ」とあった、そのB群が、大系本訓読文や全書本訓読文では「○○たまはむとす」となっている用例がないかについて、検討してみることにした。以下に、該当用例を列挙する。

B(5) 天皇、是に熊襲国を討たむとしたまひ。(8仲哀天皇)

是に熊襲国を討たむとす。(大系上・三三二・15)
熊襲の国を討ち給はむとして。(全書二・一九一・6)

B(8) (大中姫命)「皇子、…聴さむとしたまふ。…」。(13允恭天皇)

「皇子、…聴さむとしたまふ。…」。(大系上・四三三・1)

「皇子、…聴したまはむとす。…」。(全書二・一〇六・11)

B(9) 天皇、兵を設けて(玉田宿禰を)殺さむとしたまふ。(13允恭天皇)

天皇、兵を設けて(玉田宿禰を)殺したまはむとす。(大系上・四四〇・2)

天皇、兵を設けて玉田の宿禰を殺さむとしたまひしかば、(全書三・一一二・12)

B(17) 甲申に、(天皇)東に入らむとしたまふ。(28天武天皇上)

甲申に、(天皇)東に入らむとす。(大系下・三八六・6)

さしあたつて、まず、以上の四組の、各三本間の異同の存在について、しかと確認しておきたい。ここに見る新全集訓読文

「○○むとしたまふ」というB群は、いずれも、大系本なり全書本なりにおいて、「○○たまはむとす」と訓読されていたも

のを改訓して、「○○むとしたまふ」としているのである。ど

こにどのような事情があつて、改訓したのであろうか。そう遠くない刊行年の訓読文を、何を理由に否定して、「○○むとしたまふ」と訓読したのであろうか。そして、それは、この三本ともにいえることなのかもしれない。先行する二本にも、「むとす」と補読の「たまふ」とについて、訓読の基準があるようには見えてこないのである。

もちろん、筆者にも、その「むとす」と補読の「たまふ」との結びつけについて、どう訓読したらよいか、見えてはいない。原文の漢文や漢字に手掛かりはないのか、助動詞「む」の読み分けに手掛かりはないのか、動詞「す」に手掛かりはないのか、「むとす」直上の動詞に関係はないのか、「むとす」前後の表現、殊に構文的な事柄との関連はないのか、そういう事柄に注目させられた結果として、A群・C群の特徴が見えてきたのであつた。そのA群・C群を取り立てたなかで、その「…たまはむとす」
「…まさむとす」に注目して周辺に若干触れてきている。次文の冒頭の語句などから、その場合の「むとす」の「む」は意志ではなく、事態の推移を叙述している表現であると読みとつたりしてきている。小稿の各章に先立って、それは前稿において、『古事記』訓読文においても見てきていたところである。

ここに指摘した四か所の訓読については、これまでに体得し

えた手掛かりから、結論をいってしまうと、A群として訓読することになる。ただ、小稿においては、個々の事由を並べてその結論づけるスペースの余裕がないし、何よりも段取りができていない。それだけではない。小稿として述べておかなければならない事項がまだ残っている。小稿は、現行訓読文の実態を、まず訴えることだと思つてゐる。

× × ×

さて、新全集訓読文としては「○○むとしたまふ」というB群用例となつてゐるが、他本が二本とも、「たまふ」を補読しないで「○○むとす」となつてゐる用例が見られた。

B(1) 百済の池津媛、天皇の幸さむとしまふに違ひて、

(14雄略天皇)

天皇の將に幸さむとするに違ひて、

(大系上・四六二・14)

天皇の幸さむとするに違ひて、

(全書三・一四四・11)

右表現は、雄略天皇の意志を述べているのではない。天皇が「お召しになるであろうと思われていた」のに、その百済の池津媛は、石河楯と密通してしまつたのである。天皇に対しては「幸す」という尊敬語動詞を用いてはいるのだが、「むとす」

が天皇の意志を表しているものと誤解して、「たまふ」を添えてしまったのであろうか。結果的には、前章の第三章において取り上げたD(1)の「靈運りましなむとしたまふ」に通うこともなろうか。

D(2) 百濟の池津媛、天皇の幸さむとしたまふに違ひて、

(14雄略天皇)

右のようにD群に属させて、「むとす」の上・下に尊敬語が用いられている誤用例として認識しておきたいと思う。

× × ×

次用例もまた、新全集訓読文としては使役助動詞に付く「○むとしたまふ」というB群表現となっているが、他本二本とも、そこを「むとす」と訓読してはいないのである。原文に「むとす」に相当する漢字が見当たらず、何が「むとす」と訓読させているのであろうか。他本二本が、謙讓補助動詞「たてまつる」「まつる」と使役助動詞「しむ」とで訓読していたところを、大きく改訓しているのである。使役表現に併せての補読敬語の転換である。

B(6) 天皇、舍人鳥山を遣して、皇后を還さしめむとしたまひ、

(11仁徳天皇)

皇后を還したてまつらしむ。

(大系上・四〇〇・1)
皇后を還しまつらしめ、
(全書三・六一・13)

既に触れたように、この原文には「むとす」に相当する漢字が存在しない。使役文との関連を考えたくなくなってくるのである。使役表現に併せての「むとす」補読の適否と、補読敬語の転換の是非とが、ここに見る課題である。

五 「○むとしたまふ」が定着してしまっている訓

現在、B群のうち、前章・第四章で取り立てたB(5)・B(8)・B(9)・B(17)、また、B(11)、B(6)を除いて、他のB群用例は、おおむね、その訓読で文意としても適正な表現として読みとれるようである。それら用例の「むとす」は意志を表しており、その「す」は他動詞として機能し、その動作主体の行為を表していると見てよいように思っている。そのような「むとす」は、意志の表現として緊密度高く結びついて、連語化して一語性を見せていくものようである。近代文語文などに見るところである。

ただ、上代和習漢文訓読文に見る、その「むとす」には、そこを「むとす」と訓読させる背景に、いくつかの構文的な事情

もあつたかに思えてくるのである。その一つは、使役構文との結びつきである。その結果として登場した用例の一用例を、既に小稿は、前章・第四章のB(6)において見てきている。その他本二本との異同を見たとき、使役構文が呼び込んだ「天皇、舍人鳥山を遣して、皇后を還さしめむとしまふ、」(11仁徳天皇)と見えてきたのである。その登場の過程が見えてきたのである。B(13)も加えて、E群を設けたい。

E(1) 天皇、舍人鳥山を遣して、皇后を還さしめむとしまふ。(11仁徳天皇)

E(2) 難波日鷹吉士を遣して、誅さしめむとしまふ。(14雄略天皇)

いま一群、疑問文という構文が「むとす」を呼び込んでいる、と見えてきたのである。構文というには当たらない、疑問文が有する何かかもしれないが、とにかく、その何かが、「むとす」を呼び込んでいるかに見えてくるのである。B(3)・B(15)・B(18)である。

E(3) 「…何^か以^てしてか殺さむとしまふ。」とまをす。

(1神代上)

E(4) 「…今し此の国の宗を、何の国^にか授けむとしまふ。

(○○○○)。「…」とまをす。(19欽明天皇)

E(5) 是の地に都つくらむとしまふ^へか。(29天武天皇上)

いま、具さに、その構文のなかに「むとす」が採用されていく過程を明らかにすることはできないが、既に、「…むとしまふ」が広く訓読口調として定着していたからにも思えてくるのである。

六 B群「○○むとしまふ」と読めていても、

「時に」「是に」などが後続文冒頭に存在する用例既に、第二章において、そこに取り立てたA(3)用例に後続する文頭が「時に」であることに注目してきている。ある事態が叙述された、その時点において、場面が変わると、どうであつたかや、その直後、どういう推移が見られたかなどが、その「時に」に始まって展開叙述される傾向が認められる。その予告辞といつてよい「時に」である。いま、振り返ると、第一章のA(1)も、その後続文は、「是の時に、」であつた。後続文頭の「是に、」「今し、」についても、そう受けとめられよう。

B群として残る「○○むとしまふ」文は、おおむね、それで読めていたのだが、後続文頭が「時に」「是に」とある用例については、改めて、迷いと悩みが生じてくるのである。B(2)・B(7)・B(13)・B(17)である。F群として、注目しておくこととする。

- F (1) (伊弉諾尊) 因りて出で返りなむとしたまふ。時に、：：
 (I 神代上)
- F (2) 即ち阿俄能胡を殺さむとしたまふ。是に、：：
 (11 仁徳天皇)
- F (3) (天皇) 難波日鷹吉士を遣して、誅さしめむとしたまふ。
 時に、：：(14 雄略天皇)
- F (4) (天皇) 東に入らむとしたまふ。時に、：：(28 天武天皇上)
 右用例のうち、F (4) については、第四章において、全書本の
 「東したまはむとす」に従いたい旨の意思表明してきている。
 F (3) については、前章の第五章において、使役構文に惹かれた
 「むとす」と見て、その結果としての「○○むとしたまふ」と
 見てきている。F (1) については、「出で返りなむとしたまふ」
 とある、その「な」が直上の「たまふ」を嫌ったかにも思えた
 が、A (7) に「終せたまひなむとす」とあって、その理屈は通
 らない。
- F (2) の「殺さむとしたまふ」は、「殺す」という動詞が「た
 まふ」を敬遠したのであろうか。B (3)・B (9)・B (13) にも共通す
 る。また、動詞「斬る」も、B (12)・B (14) ともに、「たまふ」へ
 の直接を憚っている。『枕草子』七段「上に候ふ御猫は」に見る、
 一条天皇の「さいなみて」に敬語が付かない理由と重なって見

えてくるのである。

以上、本章・第六章で取り上げた各用例については、再考を
 待たなければならない。

取えての結びと今後に向けて

「むとす」はもちろん、「とす」が陳述を担うようになるのも、
 訓読するなかで、その定着を見せてきてきているように感じている。
 その「とす」が「む」が文末となる文を受けて「むとす」が発
 生するが、その「む」は、おおむね推量文を構成するものであ
 った。そこで、「ます」「たまふ」の補読も、地の文の事態を叙述
 する部分において、登場人物を意識すること、つい、「ます」
 「たまふ」が読み添えられてしまうことになったのであろう。
 「○○まさむとす」「○○たまはむとす」の登場である。その「た
 まふ」の補読は、その後、訓読文に頻用される連語化した「む
 とす」については、「○○むとしたまふ」を見せることももた
 ないき、やがては「○○たまはむとす」までをも「○○むとし
 たまふ」ともさせてしまっていた、と見えてくるのである。と
 にかく、小稿第一章の「むとす」の上の「たまふ」と下の「た
 まふ」とに見るようなA群八用例とB群十八用例とが存在して
 いて、読解のうえから見て、不明確なままである実態が問題な

のである。

現在、小稿の整理を通して、A群・C群については、『日本書紀』訓読の早い段階から存在しえた補読と判断してよいであろうと思うに至った。しかし、B群については、いま一度機会をいただくなりほかない。それにしても、活字本の校訂本テキストが限られている。さきごろ、大急ぎで、『校本日本書紀』⁽¹²⁾を通覧したが、その神代卷(上・下)は、補読される補助動詞が「たまふ」ではなく、「ます」なのである。知りたいのは、卷三からなのである。ただ、その神代卷にも、若干の「○○む」とした「まふ」用例は見られた。驚きと同時に、楽しくもなってくる訓読文である。

注

- (1) 拙稿「古事記」訓読文の「むとす」と補読の「たまふ」とから—その「む」は、どう読みとったらよいのか—(『國學院雜誌』第一二二巻第三号)。
- (2) 和智漢文訓読文への敬語補助動詞の補読について、改めて考えさせられたのは、森山由紀子「古事記における補助動詞「タマフ」の用法——敬語補助動詞としての文法化の一過程——(上)」(『国語語彙史の研究』十七)(平成十年・和泉書院 所収)の「—「タマフ」補読への疑問」によってであった。その時、新編日本古典文学全集『古

事記』は既に刊行されていて、旧来の敬語補助動詞の補読はなされていなかった。その解説の訓読についての記事のなかに、それに触れるところがなく、その趨勢に疎い筆者は、唐突な印象を受けた。ただ、敬語補助動詞の補読は、一般読者に向けてのサービスとして長きにわたって継続されてきた文化活動であり、教育活動である。注(1)の前稿も今回ここに発表する本小稿も、そのための小調査であり、小報告である。

- (3) 新編日本古典文学全集『古事記』(山口佳紀・神野志隆光校注訳/小学館・一九九七年)。以下、新全集『古事記』と呼ぶ。
- (4) 新編日本古典文学全集『日本書紀』①②③(小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注訳/小学館・一九九四〜九八年)。以下、新全集『日本書紀』と呼ぶ。
- (5) この用例のテキストの表記は「臨発はむとする」となっているが、小稿のように改めて、「臨」字が「むとす」と訓読されるものと判断した。
- (6) 日本古典全書『日本書紀一・二・三・四・五・六』(武田祐吉校註/朝日新聞社・昭和二十三年〜三十二年)。以下全書本『日本書紀』と呼ぶ。
- (7) 日本古典文学大系『日本書紀上・下』(阪本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注/岩波書店・昭和四十二・四十年)。以下、大系本『日本書紀』と呼ぶ。
- (8) 小稿がここで尊敬の補助動詞「ます」にも触れておこうと思うに至った契機は、吉野政治「古事記の補助動詞タマフの通時的位置について」(『国語語彙史の研究』十七)(平成十年・和泉書院 所収)と、そこに引かれる諸論考とにある。そして、その「ます」は「むとす」の下には付かないという、極めて単純で決定的な事実に気づくことができた。翁まるといふ犬が馬命婦といふ女房にそそのかされて命婦のおととという猫に噛みつこうとした。その猫を可愛がっていた一条天皇はお怒
- (9)

りになって、「馬命婦をもさいなみて、「乳母かへてむ。いとうしろめたし」と仰せらるれば、」と書かれている。天皇の行為であるのに、どうして敬語が付かないのか問題にされてきている。拙著『続・先生のための古典文法 Q & A 一〇二』（右文書院・平成二十八年）の Q 39 に取めている。

(10) 「むとす」成立に先立って、「とす」が陳述機能を有するようになっていくことが必要であった。その「とす」に時枝誠記が陳述機能を認めていることを、小沢正夫は、日本古典文学全集・新編日本古典文学全集『古今和歌集』頭注において、極めてしばしば紹介している。拙稿「『古今和歌集』歌に見る「：とす」「：といふ」「：と思ふ」の陳述機能」（『國學院雑誌』第一一八巻五号・平成二十九年）に述べたところである。なお、『万葉集』歌には、その「とす」が存在しない。拙稿「『万葉集』歌の動詞「す」について―十五の観察視点―」（『國學院大學栃木短期大學紀要』第五十号・平成二十八年）において確認している。

(11) 築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』（東京大学出版会・一九六二年）には、「トシテ（助詞）」として取り立てられていて、五六・九四・二五四・六四四・六七九の各ページにおいて取り扱われている。拙稿「古事記」訓読文に見る「：と為（て）」などと、それらに関連する表現」（『國學院大學国語研究会「国語研究」第八十号・平成二十九年』も、「とす」の陳述機能を確認するための作業であったと思われる。

(12) 國學院大學日本文化研究所編『校本日本書紀』（角川書店・昭和四十八年〜平成七年）。